

児童福祉司の任用資格要件に関し、任用においてこども家庭福祉分野の幅広い実務経験を有する者の中からより有為な人材を採用に結びつけていくため、**児童福祉司の任用資格を得られる「指定施設」の範囲の見直し**が考えられないか。

○ 児童福祉司の任用資格要件は、児童福祉法第13条第3項、児童福祉法施行規則第5条の3・第6条において定められており、こども家庭ソーシャルワーカー・社会福祉士・精神保健福祉士等に加えて、その他の者（保育士・児童指導員等）については「**指定施設**」において一定の「相談援助業務」の経験がある場合に任用できるようになっている。

→ P. 2～3参照

○ この「指定施設」の範囲は、下記(1)(2)を引用しているほか、こども家庭庁が独自に(3)として定めており、現状、(3)には保育所と都道府県及び市町村(特別区含む。)(児童家庭相談業務を行う部署に限る。)のみが含まれる。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び厚生労働省通知

→ P. 4～6参照

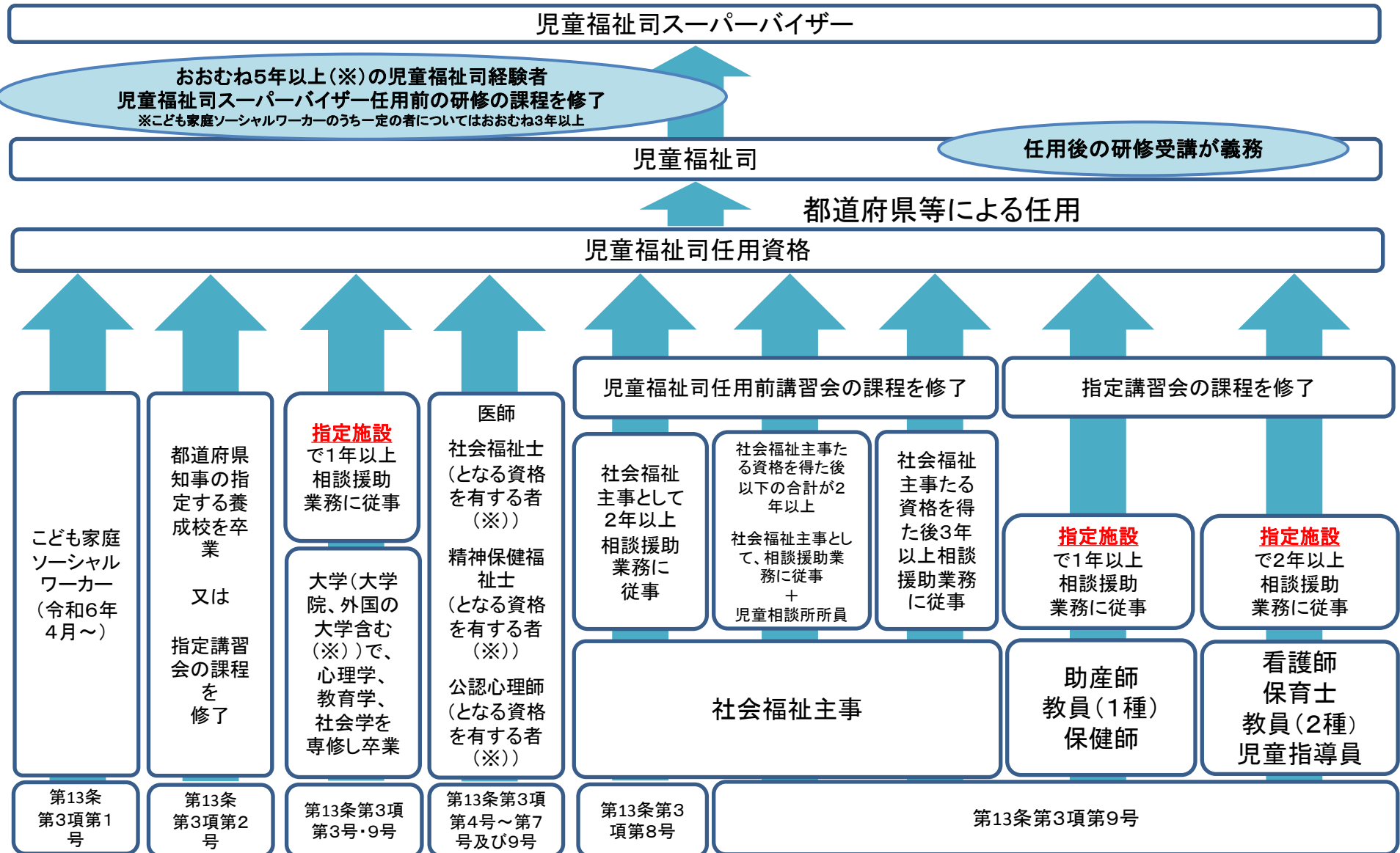
(2) 精神保健福祉士法施行規則及び厚生労働省通知

(3) こども家庭庁支援局長通知

○ この間、こども家庭福祉関連施設・事業の量が拡充され、こどもや保護者への相談援助業務の経験を積みうる現場が拡大してきたことを踏まえ、「指定施設」の範囲を見直し、任用においてこども家庭福祉分野の幅広い実務経験を有する者の中からより有為な人材を採用に結びつけたい。

→ P. 6～7参照

(参考) 児童福祉司の任用資格要件取得過程



(※)・・・第13条第3項第9号に該当。

児童福祉司の任用資格要件を定めた法令

児童福祉司の任用資格要件

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第13条

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの

二 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

三 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であつて、**内閣府令で定める施設**において1年以上相談援助業務(児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第八号及び第六項において同じ。)に従事したものの

四 医師

五 社会福祉士

六 精神保健福祉士

七 公認心理師

八 社会福祉主事として2年以上相談援助業務に従事した者であつて、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したものの

九 第二号から前号までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの

こども家庭ソーシャルワーカーの要件

○児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

第5条の2の8 法第13条第1項第1号に規定する内閣府令で定めるもの(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)は、次に掲げる者であつて、こども家庭ソーシャルワーカーの児童福祉相談支援等技能(児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術をいう。以下同じ。)(以下「審査・証明(以下「審査等」という。))を行う事業(以下「審査・証明事業」という。))を実施する者(第5条の2の12第1項に規定する認定を受けた審査・証明事業を実施する者に限る。以下「認定法人」という。))が認めた講習の課程を修了し、認定法人が行う試験に合格し、かつ、登録の申請により認定法人が備える登録簿に登録を受けたものとする。

- 一 社会福祉士又は精神保健福祉士として、第5条の3第1項に規定する指定施設(次号及び第3号において「**指定施設**」という。)において2年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務(児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。以下同じ。))に従事した者
- 二 社会福祉士又は精神保健福祉士として、**指定施設**において2年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者(前号に掲げる者を除く。)
- 三 **指定施設**において4年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者
- 四 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において4年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

指定施設

第5条の3 法第13条第3項第3号に規定する内閣府令で定める施設(次条において「**指定施設**」という。)は、次のとおりとする。

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第4号の厚生労働省令で定める施設
- 二 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第7条第4号の厚生労働省令で定める施設(前号に掲げる施設を除く。)
- 三 前2号に掲げる施設に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設

(1)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び厚生労働省通知

(2)精神保健福祉士法施行規則及び厚生労働省通知

(3)こども家庭庁支援局長通知

児童福祉司の任用資格要件

第6条 法第13条第3項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、**指定施設**において1年以上相談援助業務に従事したものの
- 二 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、**指定施設**において1年以上相談援助業務に従事したものの
- 三 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、**指定施設**において1年以上相談援助業務に従事したものの
- 四 社会福祉士となる資格を有する者(法第13条第3項第4号に規定する者を除く。)
- 五 精神保健福祉士となる資格を有する者(法第13条第3項第5号に規定する者を除く。)
- 六 公認心理師となる資格を有する者(法第13条第3項第6号に規定する者を除く。)
- 七 保健師であつて、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、こども家庭庁長官が定める講習会(次号から第11号まで及び第14号において「指定講習会」という。)の課程を修了したものの
- 八 助産師であつて、**指定施設**において1年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものの
- 九 看護師であつて、**指定施設**において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものの
- 十 保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であつて、**指定施設**において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものの
- 十一 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状を有する者であつて、**指定施設**において1年以上(同法に規定する二種免許状を有する者にあつては2年以上)相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものの
- 十二 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であつて、こども家庭庁長官が定める講習会の課程を修了したものの
イ 社会福祉主事として相談援助業務に従事した期間
ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
- 十三 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上相談援助業務に従事した者(前号に規定する者を除く。)であつて、前号に規定する講習会の課程を修了したものの
- 十四 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員であつて、**指定施設**において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものの

(参考) 児童福祉司任用資格に関する「指定施設」の範囲(1)

「指定施設」について、具体的には以下の通り規定されている。(※下線部は児童福祉関係施設・事業)

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)

第2条 法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 地域保健法(昭和22年法律第101号)の規定により設置される保健所
- 二 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
- 三 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院及び診療所
- 四 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神保健福祉センター
- 六 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設及び更生施設
- 七 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所
- 八 削除
- 九 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所
- 十 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子・父子福祉センター
- 十二 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
- 十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。)又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
- 十三の二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設
- 十四 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

○「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」

(昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知)

- ・乳児院 ・医療型児童発達支援を行う施設 ・指定発達支援医療機関 ・児童自立生活援助事業を行っている施設
- ・子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等 ・地域子育て支援拠点事業を行っている施設
- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所 ・養育支援訪問事業を行っている事業所 ・児童厚生施設(児童遊園を除く)
- ・親子再統合支援事業を行っている事業所 ・社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 ・妊産婦等生活援助事業を行っている事業所
- ・子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 ・児童育成支援拠点事業を行っている事業所 ・こども家庭センター ・地域子育て相談機関

等の児童福祉法に基づく施設等のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、介護保険法等に基づく施設等

(※)一部、予定を含む

(参考)児童福祉司任用資格に関する「指定施設」の範囲(2)

(2) 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設(精神保健福祉士法施行規則及び厚生労働省通知)

○精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号)

第2条 法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 精神科病院

二 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条第1項に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者を除く。)をいう。以下同じ。)に対してサービスを提供する部署に限る。)

三 地域保健法(昭和22年法律第101号)に規定する保健所又は市町村保健センター

四 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

五 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は同法第8条若しくは医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)

六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター

七 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設又は更生施設(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

八 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

九 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

十 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

十一 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する地域包括支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

十二 法務省設置法(平成11年法律第93号)に規定する保護観察所又は更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する更生保護施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

十三 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

十五 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

児童福祉司任用資格に関する指定施設の範囲(3)

P.1で示す(1)・(2)に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設は、通知において定めており、現行は保育所と自治体の児童家庭相談業務を行う部署のみとなっているが、この間、こども家庭福祉関連施設・事業の量が拡充され、こどもや保護者への相談援助業務の経験を積みうる現場が拡大してきたことを踏まえ、**「指定施設」の範囲を見直し、任用においてこども家庭福祉分野の幅広い実務経験を有する者の中からより有為な人材を採用に結びつけたい。**

(3) 上記(1)(2)に掲げる施設に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設

○「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」

(平成17年2月25日雇児発第0225003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

現行

- ・児童福祉法に規定する保育所
- ・都道府県及び市町村(特別区含む。)(児童家庭相談業務を行う部署に限る。)

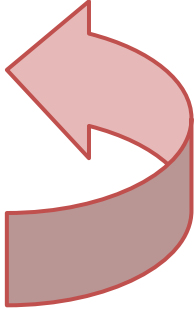
改正案

- ・児童福祉法に規定する保育所
- ・都道府県及び市町村(特別区含む。)(児童家庭相談業務を行う部署に限る。)
- ・**放課後児童健全育成事業を行っている事業所**
- ・**一時預かり事業を行っている事業所**
- ・**小規模住居型児童養育事業を行っている事業所**
- ・**家庭的保育事業を行っている事業所**
- ・**小規模保育事業を行っている事業所**
- ・**居宅訪問型保育事業を行っている事業所**
- ・**事業所内保育事業を行っている事業所**
- ・**病児保育事業を行っている事業所**
- ・**幼保連携型認定こども園**
- ・**一時保護施設**
- ・**親子関係形成支援事業を行っている事業所**

※ 具体的な相談援助業務の範囲については、児童又はその保護者への児童の福祉に関する相談に応じ、助言指導その他の援助を行い、関係機関や関係者との連絡調整等を行う業務(児童の福祉に係る相談援助業務)とする。

(参考)児童福祉法上の施設・事業の指定施設への該当性

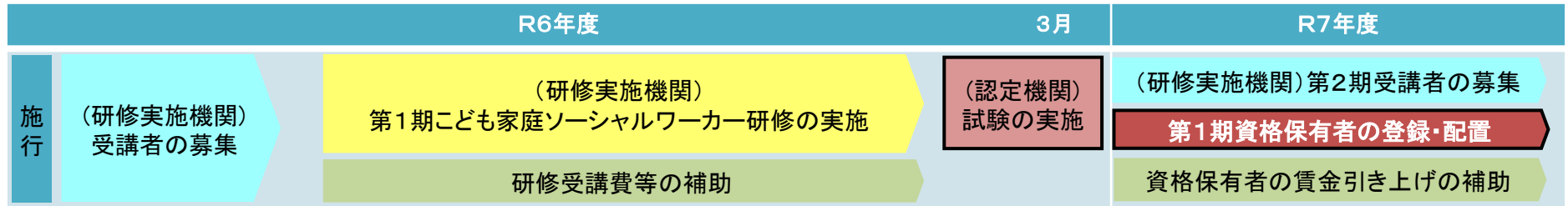
現在、児童福祉法内に定めのある施設・事業のうち「指定施設」に該当していないもののうち、こどもや保護者への相談援助業務の経験を積みうる施設・事業(追加施設・事業)については、今回、児童福祉司の任用資格要件の「指定施設」の範囲に追加したい。他方、それ以外の施設・事業(非該当施設・事業)については、相談援助業務の内容や継続性の観点から、児童福祉司の任用資格要件となる「指定施設」には馴染まないため対象外とした。

	児童福祉法上の施設・事業名	
<p>児童福祉司の「指定施設」に該当する</p> <p>(※)「指定施設」の範囲を定めたP.1(1)~(3)のいずれかにより規定されている</p> <p>(※)一部、予定を含む</p>	<p>障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)、障害児相談支援事業(障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助)、児童自立生活援助事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、こども家庭センター、地域子育て相談機関、児童相談所、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、児童厚生施設(児童遊園を除く)</p>	<p>「指定施設」に含めてはどうか(P. 6)</p> 
<p>児童福祉司の「指定施設」に該当していない</p>	<p>放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、幼保連携型認定こども園、一時保護施設、親子関係形成支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、意見表明等支援事業、助産施設</p>	<p>追加施設・事業</p> <p>非該当施設・事業</p>

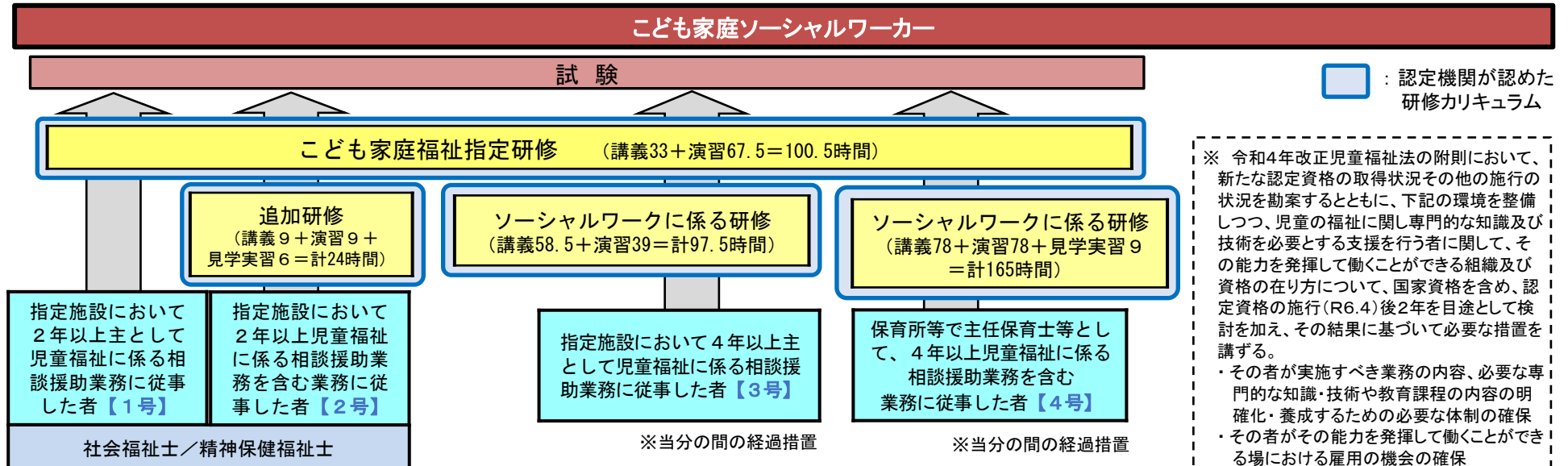
(参考)こども家庭ソーシャルワーカーについて

- こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、**一定の実務経験のある有資格者や現任者**について、令和6年4月より、国の基準を満たした認定機関(※)が認定した**研修等を経て取得する認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)**を導入。 ※一般財団法人日本ソーシャルワークセンター
- 受講者には、こども家庭福祉の現場(児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等)で働いている者など、一定の実務経験を求めており、研修に参加しやすいよう、講義等をオンラインで受講できることとしているほか、研修受講費や賃金引き上げ等に対して補助を行う事業を実施。
- こども家庭ソーシャルワーカーは、児童相談所の児童福祉司・市区町村こども家庭センターの統括支援員・地域子育て相談機関の職員・スクールソーシャルワーカーといったこども家庭福祉の職種の要件の1つに位置づけられている。**研修の受講を通じて現任者等が資質の向上を図り、質の高い支援を実施できる人材が幅広い現場で活躍することを目指す。**

<スケジュール>



<資格取得ルート>



・全国の児童相談所においては、都市部を中心に児童福祉司の採用活動を行っても人材が確保できず、人材確保が喫緊の課題となっており、政令基準による児童福祉司の配置基準を満たさない自治体も少なくない。

・このような逼迫している状況下において、虐待相談対応件数が年々増加していることや児童福祉司の配置基準が管轄地域人口3万人に1人以上を基本とすることとされていることから、今後も全国的に児童相談所の設置が進められていく予定である。

児童相談所 設置予定自治体		
年度	自治体名	箇所数
令和6年度	滋賀県、品川区、東京都	3箇所
令和7年度	埼玉県、広島県(2箇所)、札幌市、高崎市、豊中市、文京区	8箇所
令和8年度	千葉県(2箇所)、横浜市、大阪市、船橋市、柏市、尼崎市、杉並区、北区	9箇所
令和10年度	鹿児島市	1箇所
※上記のほか、設置の方向で検討している自治体: 13箇所		
		計34箇所
(参考)令和6年4月1日時点設置箇所数 234箇所		

児童相談所長の要件について

- 児童相談所長は、児童福祉法・児童福祉法施行規則において、国家資格の保有を中心とした要件が定められている。
- 児童相談所長には、児童福祉の現場での経験に加え、児童相談所全体のマネジメントを行う能力も求められるところであり、児童虐待の相談援助業務に対する指導的立場の経験等から所長の資質を備えたより有為な人材を登用していくため、今後の児童相談所の増設予定等も踏まえつつ、児童相談所長の要件の追加を検討したい。

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

- ② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
 - 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
 - 三 社会福祉士
 - 四 精神保健福祉士
 - 五 公認心理師
 - 六 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉司」という。）として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者
 - 七 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの

○児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

第二条 法第十二条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 二 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 三 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 四 社会福祉士となる資格を有する者（法第十二条の三第二項第三号に規定する者を除く。）
- 五 精神保健福祉士となる資格を有する者（法第十二条の三第二項第四号に規定する者を除く。）
- 六 公認心理師となる資格を有する者（法第十二条の三第二項第五号に規定する者を除く。）
- 七 児童福祉司たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者
 - イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
 - ハ 児童福祉司として勤務した期間
 - ニ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長として勤務した期間
 - ホ 児童福祉施設の長として勤務した期間
 - ヘ 児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。）の役員として勤務した期間
 - 八 社会福祉主事たる資格を得た後の前号イからハまでに掲げる期間の合計が四年以上である者

児童福祉法施行規則の改正のイメージ（案）

- 児童相談所長の専門性を担保する観点も踏まえ、児童相談所長の要件に「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所における児童虐待に係る相談援助業務（児童虐待に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。）の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行う業務に二年以上従事し、かつ、児童の福祉その他の福祉に関する業務に五年以上従事した者であつて、都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めるもの」を追加してはどうか。（令和7年4月施行を想定）